



# 収 支 の 状 況

全団体必要

(その2)

注意：収支がない団体であっても、本表と表(その17)及び表(その20)は提出しなければならない。

## 1 収支の総括表

(1) 収 入 総 額 (①+②) .....		十億		百万		千		円
				62	453	811		
① (前年からの繰越額) .....				30	417	346		
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G) .....				32	036	465		
(2) 支 出 総 額 (表(その13-1)の合計額) .....				38	324	119		
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ( (1) - (2) ) .....				24	129	692		

## 2 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上記の表の欄にはすべて記入すること。↑

### (1) 個人の負担する党費又は会費

金 額 A .....		十億		百万		千		円
				2	425	000		
員 数 .....						1		515

### (2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
	十億 百万 千 円	
(ア) 個 人 か ら の 寄 附 〔うち特定寄附〕	6,010,771	内訳を表(その7-1)へ記載すること。
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附	7,260,480	内訳を表(その7-2)へ記載すること。
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附	3,340,000	内訳を表(その7-3)へ記載すること。
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	16,611,251	(ア) ~ (ウ) の小計を記載すること。
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕		内訳を表(その8)へ記載すること。
イ 政 党 匿 名 寄 附	0	内訳を表(その9)へ記載すること。
合 計 B (ア + イ)	16,611,251	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額				年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	円			
自由民主党本部		2	000	000	R2. 4. 28	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R2. 5. 26	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R2. 7. 31	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R2. 10. 30	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		3	000	000	R2. 12. 8	東京都千代田区永田町1-11-23	
自由民主党本部		2	000	000	R2. 12. 23	東京都千代田区永田町1-11-23	
こ の 頁 の 小 計		13	000	000			
合 計		13	000	000			

F



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				118	056		流山市三輪野山1-1007	会社役員	
				9	838	R2. 1. 14			
				9	838	R2. 2. 14			
				9	838	R2. 3. 13			
				9	838	R2. 4. 14			
				9	838	R2. 5. 14			
				9	838	R2. 6. 12			
				9	838	R2. 7. 14			
				9	838	R2. 8. 14			
				9	838	R2. 9. 14			
				9	838	R2. 10. 14			
				9	838	R2. 11. 13			
				9	838	R2. 12. 14			
800		この頁の小計		118	056				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に 特 と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				115,415			流山市木848	会社役員	
				9,622		R2. 1. 14			
				9,622		R2. 2. 14			
				9,622		R2. 3. 13			
				9,622		R2. 4. 14			
				9,622		R2. 5. 14			
				9,615		R2. 6. 12			
				9,615		R2. 7. 14			
				9,615		R2. 8. 14			
				9,615		R2. 9. 14			
				9,615		R2. 10. 14			
				9,615		R2. 11. 13			
				9,615		R2. 12. 14			
800		この頁の小計		115,415					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)を特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所		職業	備考
			十億	百万	千	円			
		金子 文雄			120,000		流山市古間木54-3 運192街区7	会社役員	
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14	B		
					10,000	R2. 2. 14			
					10,000	R2. 3. 13			
					10,000	R2. 4. 14			
					10,000	R2. 5. 14			
					10,000	R2. 6. 12			
					10,000	R2. 7. 14			
					10,000	R2. 8. 14			
					10,000	R2. 9. 14			
					10,000	R2. 10. 14			
					10,000	R2. 11. 13			
					10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	澤田 良雄			110,000		流山市中野久木572-10	企業コンサルタント
	(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
				10,000	R2. 2. 14		
				10,000	R2. 3. 13		
				10,000	R2. 4. 14		
				10,000	R2. 5. 14		
				10,000	R2. 7. 14		
				10,000	R2. 8. 14		
				10,000	R2. 9. 14		
				10,000	R2. 10. 14		
				10,000	R2. 11. 13		
				10,000	R2. 12. 14		
800	この頁の小計			110,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	海老原 義雄			120,000		流山市加3-1-6	会社役員
	(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
				10,000	R2. 2. 14		
				10,000	R2. 3. 13		
				10,000	R2. 4. 14		
				10,000	R2. 5. 14		
				10,000	R2. 6. 12		
				10,000	R2. 7. 14		
				10,000	R2. 8. 14		
				10,000	R2. 9. 14		
				10,000	R2. 10. 14		
				10,000	R2. 11. 13		
				10,000	R2. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				107	300		流山市南流山8-21-3	会社役員	
				9	460	R2. 1. 14			
				9	460	R2. 2. 14			
				9	460	R2. 3. 13			
				9	460	R2. 4. 14			
				9	460	R2. 5. 14			
				10	000	R2. 7. 14			
				10	000	R2. 8. 14			
				10	000	R2. 9. 14			
				10	000	R2. 10. 14			
				10	000	R2. 11. 13			
				10	000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	107	300				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	岡本 直司			120,000		東京都荒川区南千住7-15-27-501	会社役員
	(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
				10,000	R2. 2. 14		
				10,000	R2. 3. 13		
				10,000	R2. 4. 14		
				10,000	R2. 5. 14		
				10,000	R2. 6. 12		
				10,000	R2. 7. 14		
				10,000	R2. 8. 14		
				10,000	R2. 9. 14		
				10,000	R2. 10. 14		
				10,000	R2. 11. 13		
				10,000	R2. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		安藤 重吉			120	000	流山市西深井99	会社役員
		(内訳)			10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
					10	000		
800		この頁の小計			120	000		
810		その他の寄附						
900		合計						

→ ※ 下記注意(1)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人				
寄附者の氏名				金額		年月日	住所	職業	備考	
				十億	百万	千	円			
			山本 千治			50,000		流山市野々下3-70-11	無職	
			(内訳)			10,000	R2. 1. 14			
						10,000	R2. 2. 14			
						10,000	R2. 3. 13			
						10,000	R2. 4. 14			
						10,000	R2. 5. 14			
8	0	0	この頁の小計			50,000				
8	1	0	その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所		職業	備考
			十億	百万	千	円			
		戸部 源房			120,000		流山市野々下1-350	自営業	
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14			
					10,000	R2. 2. 14			
					10,000	R2. 3. 13			
					10,000	R2. 4. 14			
					10,000	R2. 5. 14			
					10,000	R2. 6. 12			
					10,000	R2. 7. 14			
					10,000	R2. 8. 14			
					10,000	R2. 9. 14			
					10,000	R2. 10. 14			
					10,000	R2. 11. 13			
					10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	田口 佳子			120,000		流山市西深井276	会社役員
	(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
				10,000	R2. 2. 14		
				10,000	R2. 3. 13		
				10,000	R2. 4. 14		
				10,000	R2. 5. 14		
				10,000	R2. 6. 12		
				10,000	R2. 7. 14		
				10,000	R2. 8. 14		
				10,000	R2. 9. 14		
				10,000	R2. 10. 14		
				10,000	R2. 11. 13		
				10,000	R2. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
		洞下 英人		120,000			流山市鱈ヶ崎16-1		会社役員	
		(内訳)		10,000		R2. 1. 14				
				10,000		R2. 2. 14				
				10,000		R2. 3. 13				
				10,000		R2. 4. 14				
				10,000		R2. 5. 14				
				10,000		R2. 6. 12				
				10,000		R2. 7. 14				
				10,000		R2. 8. 14				
				10,000		R2. 9. 14				
				10,000		R2. 10. 14				
				10,000		R2. 11. 13				
				10,000		R2. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000						
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。				
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1)年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2)同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3)候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		篠田 紘明			120,000		流山市思井487-6	無職
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
					10,000	R2. 2. 14		
					10,000	R2. 3. 13		
					10,000	R2. 4. 14		
					10,000	R2. 5. 14		
					10,000	R2. 6. 12		
					10,000	R2. 7. 14		
					10,000	R2. 8. 14		
					10,000	R2. 9. 14		
					10,000	R2. 10. 14		
					10,000	R2. 11. 13		
					10,000	R2. 12. 14		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		宮田 一成			120,000		流山市南流山7-1-14	会社役員
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
					10,000	R2. 2. 14		
					10,000	R2. 3. 13		
					10,000	R2. 4. 14		
					10,000	R2. 5. 14		
					10,000	R2. 6. 12		
					10,000	R2. 7. 14		
					10,000	R2. 8. 14		
					10,000	R2. 9. 14		
					10,000	R2. 10. 14		
					10,000	R2. 11. 13		
					10,000	R2. 12. 14		
8	0	0	この頁の小計		120,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		菊地 憲悦			120	000	流山市美原4-230-5	会社役員
		(内訳)			10	000	R2. 1. 14	
					10	000	R2. 2. 14	
					10	000	R2. 3. 13	
					10	000	R2. 4. 14	
					10	000	R2. 5. 14	
					10	000	R2. 6. 12	
					10	000	R2. 7. 14	
					10	000	R2. 8. 14	
					10	000	R2. 9. 14	
					10	000	R2. 10. 14	
					10	000	R2. 11. 13	
					10	000	R2. 12. 14	
8	0	0			120	000		
8	1	0						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				120	000		流山市西初石2-90-1		会社役員	
				10	000	R2. 1. 14				
				10	000	R2. 2. 14				
				10	000	R2. 3. 13				
				10	000	R2. 4. 14				
				10	000	R2. 5. 14				
				10	000	R2. 6. 12				
				10	000	R2. 7. 14				
				10	000	R2. 8. 14				
				10	000	R2. 9. 14				
				10	000	R2. 10. 14				
				10	000	R2. 11. 13				
				10	000	R2. 12. 14				
800		この頁の小計		120	000					
810		その他の寄附								→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計								→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市向小金4-12-16	団体役員	
				10,000		R2. 1. 14			
				10,000		R2. 2. 14			
				10,000		R2. 3. 13			
				10,000		R2. 4. 14			
				10,000		R2. 5. 14			
				10,000		R2. 6. 12			
				10,000		R2. 7. 14			
				10,000		R2. 8. 14			
				10,000		R2. 9. 14			
				10,000		R2. 10. 14			
				10,000		R2. 11. 13			
				10,000		R2. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所		職業	備考
			十億	百万	千	円			
		渡邊 美津子			20,000		流山市西平井2-5-2	無職	
		(内訳)			10,000	R2. 11. 13			
					10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計			20,000				
810		その他の寄附							
900		合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額			年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円			
	松田 佐一郎			120,000		流山市三輪野山3-16-1	会社役員	
	(内訳)			60,000	R2. 3. 23			
				60,000	R2. 9. 23			
800	この頁の小計			120,000				
810	その他の寄附							
900	合計							

→ ※ 下記注意(1)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。  
 (2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。  
 (3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円			
		栗根 哲二			120,000		野田市山崎730-6	会社役員	
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14			
					10,000	R2. 2. 14			
					10,000	R2. 3. 13			
					10,000	R2. 4. 14			
					10,000	R2. 5. 14			
					10,000	R2. 6. 12			
					10,000	R2. 7. 14			
					10,000	R2. 8. 14			
					10,000	R2. 9. 14			
					10,000	R2. 10. 14			
					10,000	R2. 11. 13			
					10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	吉田 俊一			120,000		松戸市小金203	団体役員
	(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
				10,000	R2. 2. 14		
				10,000	R2. 3. 13		
				10,000	R2. 4. 14		
				10,000	R2. 5. 14		
				10,000	R2. 6. 12		
				10,000	R2. 7. 14		
				10,000	R2. 8. 14		
				10,000	R2. 9. 14		
				10,000	R2. 10. 14		
				10,000	R2. 11. 13		
				10,000	R2. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				50,000			松戸市大谷口565	会社役員	
				10,000	R2. 1. 14				
				10,000	R2. 2. 14				
				10,000	R2. 3. 13				
				10,000	R2. 4. 14				
				10,000	R2. 5. 14				
800		この頁の小計		50,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

- (2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。
- (3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		佐藤 清			120,000		松戸市河原塚421-35	会社役員
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
					10,000	R2. 2. 14		
					10,000	R2. 3. 13		
					10,000	R2. 4. 14		
					10,000	R2. 5. 14		
					10,000	R2. 6. 12		
					10,000	R2. 7. 14		
					10,000	R2. 8. 14		
					10,000	R2. 9. 14		
					10,000	R2. 10. 14		
					10,000	R2. 11. 13		
					10,000	R2. 12. 14		
8	0	0	この頁の小計		120,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120	000		松戸市小金原4-31-1	無職	
				10	000	R2. 1. 14			
				10	000	R2. 2. 14			
				10	000	R2. 3. 13			
				10	000	R2. 4. 14			
				10	000	R2. 5. 14			
				10	000	R2. 6. 12			
				10	000	R2. 7. 14			
				10	000	R2. 8. 14			
				10	000	R2. 9. 14			
				10	000	R2. 10. 14			
				10	000	R2. 11. 13			
				10	000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計		120	000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120	000		松戸市八ヶ崎5-30-11	自営業	
				10	000	R2. 1. 14			
				10	000	R2. 2. 14			
				10	000	R2. 3. 13			
				10	000	R2. 4. 14			
				10	000	R2. 5. 14			
				10	000	R2. 6. 12			
				10	000	R2. 7. 14			
				10	000	R2. 8. 14			
				10	000	R2. 9. 14			
				10	000	R2. 10. 14			
				10	000	R2. 11. 13			
				10	000	R2. 12. 14			
8	0	0		120	000				
8	1	0							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		渡部 礼之輔			70,000		松戸市八ヶ崎7-8-1	会社役員
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
					10,000	R2. 2. 14		
					10,000	R2. 3. 13		
					10,000	R2. 4. 14		
					10,000	R2. 5. 14		
					10,000	R2. 6. 12		
					10,000	R2. 7. 14		
8	0	0	この頁の小計		70,000			
8	1	0	その他の寄附					→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		眞嶋 英子			120,000		松戸市新松戸3-3-2 A-411	薬剤師	
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14			
					10,000	R2. 2. 14			
					10,000	R2. 3. 13			
					10,000	R2. 4. 14			
					10,000	R2. 5. 14			
					10,000	R2. 6. 12			
					10,000	R2. 7. 14			
					10,000	R2. 8. 14			
					10,000	R2. 9. 14			
					10,000	R2. 10. 14			
					10,000	R2. 11. 13			
					10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計			120,000				
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			流山市中野久木374	会社役員	
				10,000		R2. 1. 14			
				10,000		R2. 2. 14			
				10,000		R2. 3. 13			
				10,000		R2. 4. 14			
				10,000		R2. 5. 14			
				10,000		R2. 6. 12			
				10,000		R2. 7. 14			
				10,000		R2. 8. 14			
				10,000		R2. 9. 14			
				10,000		R2. 10. 14			
				10,000		R2. 11. 13			
				10,000		R2. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と記載すること。



(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120,000			松戸市根本186-2	会社役員	
				10,000		R2. 1. 14			
				10,000		R2. 2. 14			
				10,000		R2. 3. 13			
				10,000		R2. 4. 14			
				10,000		R2. 5. 14			
				10,000		R2. 6. 12			
				10,000		R2. 7. 14			
				10,000		R2. 8. 14			
				10,000		R2. 9. 14			
				10,000		R2. 10. 14			
				10,000		R2. 11. 13			
				10,000		R2. 12. 14			
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	佐々木 勤			120,000		松戸市新松戸7-7 B-403	会社役員
	(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
				10,000	R2. 2. 14		
				10,000	R2. 3. 13		
				10,000	R2. 4. 14		
				10,000	R2. 5. 14		
				10,000	R2. 6. 12		
				10,000	R2. 7. 14		
				10,000	R2. 8. 14		
				10,000	R2. 9. 14		
				10,000	R2. 10. 14		
				10,000	R2. 11. 13		
				10,000	R2. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名			金額		年月日	住所		職業	備考
			十億	百万	千	円			
		岡進			120,000		松戸市稔台1-8-21	医師	
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14			
					10,000	R2. 2. 14			
					10,000	R2. 3. 13			
					10,000	R2. 4. 14			
					10,000	R2. 5. 14			
					10,000	R2. 6. 12			
					10,000	R2. 7. 14			
					10,000	R2. 8. 14			
					10,000	R2. 9. 14			
					10,000	R2. 10. 14			
					10,000	R2. 11. 13			
					10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計		120,000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考	
			十億	百万	千	円			
		綿貫 善弘			120	000		野田市上花輪1189-17	団体役員
		(内訳)			10	000			
					10	000		R2. 1. 14	
					10	000		R2. 2. 14	
					10	000		R2. 3. 13	
					10	000		R2. 4. 14	
					10	000		R2. 5. 14	
					10	000		R2. 6. 12	
					10	000		R2. 7. 14	
					10	000		R2. 8. 14	
					10	000		R2. 9. 14	
					10	000		R2. 10. 14	
					10	000		R2. 11. 13	
					10	000		R2. 12. 14	
800		この頁の小計			120	000			
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				120,000			野田市中里561		団体役員	
				10,000		R2. 1. 14				
				10,000		R2. 2. 14				
				10,000		R2. 3. 13				
				10,000		R2. 4. 14				
				10,000		R2. 5. 14				
				10,000		R2. 6. 12				
				10,000		R2. 7. 14				
				10,000		R2. 8. 14				
				10,000		R2. 9. 14				
				10,000		R2. 10. 14				
				10,000		R2. 11. 13				
				10,000		R2. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000						
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。				
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円		
	西野 芳達			120,000		松戸市新松戸3-1-2-1509	会社役員
	(内訳)			10,000	R2. 1. 14		
				10,000	R2. 2. 14		
				10,000	R2. 3. 13		
				10,000	R2. 4. 14		
				10,000	R2. 5. 14		
				10,000	R2. 6. 12		
				10,000	R2. 7. 14		
				10,000	R2. 8. 14		
				10,000	R2. 9. 14		
				10,000	R2. 10. 14		
				10,000	R2. 11. 13		
				10,000	R2. 12. 14		
800	この頁の小計			120,000			
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)と特と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円			
		古橋 一郎			50,000		野田市小山2893	会社役員	
		(内訳)			10,000	R2. 8. 14			
					10,000	R2. 9. 14			
					10,000	R2. 10. 14			
					10,000	R2. 11. 13			
					10,000	R2. 12. 14			
8	0	0			50,000				
8	1	0							→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。





(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)					寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				50,000			柏市今谷上町1	会計士	
				10,000	R2. 1. 14				
				10,000	R2. 2. 14				
				10,000	R2. 3. 13				
				10,000	R2. 4. 14				
				10,000	R2. 5. 14				
800		この頁の小計		50,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳 (個人)				寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所	職業	備考
		十億	百万	千	円				
				120	000		千葉県美浜区高浜6-6-2	会計士	
				10	000	R2. 1. 14			
				10	000	R2. 2. 14			
				10	000	R2. 3. 13			
				10	000	R2. 4. 14			
				10	000	R2. 5. 14			
				10	000	R2. 6. 12			
				10	000	R2. 7. 14			
				10	000	R2. 8. 14			
				10	000	R2. 9. 14			
				10	000	R2. 10. 14			
				10	000	R2. 11. 13			
				10	000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120	000				
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合（「特定寄附」）には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
		寄附者の氏名	金額		年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円		
		池沢 弘至			120,000		野田市中里464	会社役員
		(内訳)			60,000	R2. 3. 31		
					60,000	R2. 9. 30		
800		この頁の小計			120,000			
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)					寄附者の区分		個人			
		寄附者の氏名		金額		年月日	住所		職業	備考
		十億	百万	千	円					
				120	000		神奈川県 鎌倉市植木425-1-902		会社役員	
				10	000	R2. 1. 14				
				10	000	R2. 2. 14				
				10	000	R2. 3. 13				
				10	000	R2. 4. 14				
				10	000	R2. 5. 14				
				10	000	R2. 6. 12				
				10	000	R2. 7. 14				
				10	000	R2. 8. 14				
				10	000	R2. 9. 14				
				10	000	R2. 10. 14				
				10	000	R2. 11. 13				
				10	000	R2. 12. 14				
800		この頁の小計		120	000					
810		その他の寄附				→ ※ 下記注意(1)参照。				
900		合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。				

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名			金額			年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円			
		吉野 寛治			150,000		埼玉県越谷市越ヶ谷5-3-3	会社役員	
		(内訳)			50,000	R2. 10. 14			
					50,000	R2. 11. 13			
					50,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計			150,000			
8	1	0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(1)参照。
9	0	0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)に「特」と記載すること。

(その7-1) 個人

(7) 寄附の内訳(個人)						寄附者の区分	個人			
		寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
			十億	百万	千	円				
		鈴木 秀紀			30,000		柏市柏1047-1	会社役員		
		(内訳)			10,000	R2. 1. 14				
					10,000	R2. 2. 14				
					10,000	R2. 3. 13				
800		この頁の小計			30,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(1)参照。	
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。	

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の前に「特」と記載すること。

(7) 寄附の内訳(個人)				寄附者の区分		個人		
寄附者の氏名	金額				年月日	住所	職業	備考
	十億	百万	千	円				
中山 文男			120,000		R2. 1. 7	流山市思井640	団体役員	
森 茂子			120,000		R2. 1. 8	流山市流山5-34-1	会社役員	
渡辺 数樹			120,000		R2. 1. 22	流山市流山2-102	弁護士	
鶴巻 武則			120,000		R2. 1. 25	流山市古間木315-10	会社役員	
栃本 昌宏			120,000		R2. 2. 18	流山市向小金2-423-1-215	会社役員	
浅野 茂太郎			120,000		R2. 5. 28	松戸市幸田5-120	会社役員	
三村 奈奈			120,000		R2. 8. 4	松戸市仲井町1-10-3	会社役員	
岡田 隆治			120,000		R2. 8. 31	流山市江戸川台東3-12-17	会社役員	
風見 正達			120,000		R2. 10. 5	野田市瀬戸13	会社役員	
関口 義雄			120,000		R2. 10. 5	野田市瀬戸1-7	会社役員	
山口 公明			120,000		R2. 10. 12	東京都杉並区西荻北4-6-6	会社役員	
伊藤 基			120,000		R2. 12. 12	流山市北37	団体役員	
大原 浩史			120,000		R2. 12. 19	松戸市新松戸4-50-301	会社役員	
この頁の小計			1,560,000					
その他の寄附			0					→ ※ 下記注意(1)参照。
合計			6,010,771					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

ただし、租税特別措置法の規定の適用を受けたい場合は、寄附者ごとに記載すること。

(2) 同一の者から寄附を数回受けている場合には、必ず最初に合計額を記載し、次の行からその内訳を記載すること。

(3) 候補者等が政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附した場合(「特定寄附」)には、氏名の(前)特と記載すること。

(4) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(株)東光ハウス		100,000		松戸市久保平賀382-14	大川 隆永	
	(内訳)		10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		100,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)スパンロ・アンド・サン	120,000		東京都港区三田2-7-7	瀬川 岳則	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ダブリュータクシー	120,000			松戸市栄西1344-1	野村 徳康	
		(内訳)	10,000		R2. 1. 14			
			10,000		R2. 2. 14			
			10,000		R2. 3. 13			
			10,000		R2. 4. 14			
			10,000		R2. 5. 14			
			10,000		R2. 6. 12			
			10,000		R2. 7. 14			
			10,000		R2. 8. 14			
			10,000		R2. 9. 14			
			10,000		R2. 10. 14			
			10,000		R2. 11. 13			
			10,000		R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000					
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	株トーエイ		120,000		松戸市大金平5-421-1	田嶋 元雄	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)たむら	120,000		松戸市金ヶ作408-182	田村 誠一郎	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(株)アテスエ		120,000		松戸市幸田1-161	反橋 忍	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(有)山喜		120,000		松戸市新松戸1-199	土屋 和久	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8 0 0	この頁の小計		120,000				
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		流山タクシー(有)	120,000		流山市加1-20-25	関 文男	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)藤田土木	120,000		松戸市六高台2-125	藤田 雅久	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)美山		120,000		船橋市葛飾町2-340	大山 一	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	矢吹社会保険労務士事務所		120,000		松戸市小金原6-8-9-305	矢吹 昌史	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)オカダテックス	120,000		野田市上三ヶ尾261-9	岡田 茂	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		丸川タクシー(有)	120,000		野田市中里764	小川 貴大	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		株)タツザキ	120,000		野田市桐ヶ作306-11	立崎 一郎	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)相澤モータース	120,000		野田市中里574	相澤文夫	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)木の城たいせつ	120,000		北海道札幌市東区北48条東19丁目2-5	吉村 孝文	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)創建	120,000		大阪府大阪府中央区淡路町3-5-13	吉村 孝文	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マーケットバンク	120,000		東京都台東区台東4-5-7	岡山 憲史	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(医社)山浩会	120,000		松戸市八ヶ崎6-56-12	山下 茂一	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(有)協和デンタル・ラボラトリー		120,000		松戸市新松戸3-260-1	木村 健二	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8 0 0	この頁の小計		120,000				
8 1 0	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
9 0 0	合 計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)ソレイユ・リビング・テック	120,000		松戸市新松戸3-208-1	岩橋 淑行	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)松本測量設計事務所	120,000		松戸市幸田3-142-3	松本 晃次	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			120,000				
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合計				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)イサカエンタープライズ	120,000			松戸市上本郷86	井坂 勝則	
		(内訳)	10,000		R2. 1. 14			
			10,000		R2. 2. 14			
			10,000		R2. 3. 13			
			10,000		R2. 4. 14			
			10,000		R2. 5. 14			
			10,000		R2. 6. 12			
			10,000		R2. 7. 14			
			10,000		R2. 8. 14			
			10,000		R2. 9. 14			
			10,000		R2. 10. 14			
			10,000		R2. 11. 13			
			10,000		R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000					
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	専門学校 日本国際ITカレッジ		120,000		松戸市小金59	店橋 純子	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		東洋エレベータ工業(株)	120,000		松戸市松戸新田24-12	鈴木 康司	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		太陽ハウス(株)	120,000		松戸市新松戸1-204	岩橋 成行	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(有)西仲	120,000		流山市平和台3-1-1-506	岡本 光雄	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		三生不動産商事(株)	120,000		流山市東初石1-89-3	貝塚 幸和	
		(内訳)	60,000	R2. 1. 10			
			60,000	R2. 7. 10			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(有)新登交通		120,000		流山市南74-6	坂井 重敏	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)初石サンシャインゴルフ	120,000		流山市東初石1-74-3	豊嶋 裕美子	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)三和興産	120,000		流山市江戸川台西2-296	湯浅 博之	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)マルタカ		120,000		流山市西深井大塚1028-23	高橋 啓治	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		サンコーテクノ(株)	120,000		流山市南流山3-10-16	洞下 英人	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)坂巻葬祭店	120,000		流山市西初石2-6-17	坂巻 仁志	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	120,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合 計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(株)ケー・アンド・アイ		120,000		柏市柏3-4-25 KCビル	坂巻 龍治	
	(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		120,000				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)マツヤ	120,000			流山市加2-16-5	古坂 稔	
		(内訳)	10,000		R2. 1. 14			
			10,000		R2. 2. 14			
			10,000		R2. 3. 13			
			10,000		R2. 4. 14			
			10,000		R2. 5. 14			
			10,000		R2. 6. 12			
			10,000		R2. 7. 14			
			10,000		R2. 8. 14			
			10,000		R2. 9. 14			
			10,000		R2. 10. 14			
			10,000		R2. 11. 13			
			10,000		R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000					
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分		法人その他の団体		
団体の名称			金額		年月日	主たる事務所の所在地		代表者の氏名	備考
		(株)初石鋳金		120,000		流山市江戸川台西2-7		熊本 忠夫	
		(内訳)		10,000	R2. 1. 14				
				10,000	R2. 2. 14				
				10,000	R2. 3. 13				
				10,000	R2. 4. 14				
				10,000	R2. 5. 14				
				10,000	R2. 6. 12				
				10,000	R2. 7. 14				
				10,000	R2. 8. 14				
				10,000	R2. 9. 14				
				10,000	R2. 10. 14				
				10,000	R2. 11. 13				
				10,000	R2. 12. 14				
800		この頁の小計		120,000					
810		その他の寄附							→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計							→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
団 体 の 名 称		金 額		年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
	(株)秋元		117,650		流山市流山2-108	秋元 浩司	
	(内訳)		9,838	R2. 1. 14			
			9,838	R2. 2. 14			
			9,838	R2. 3. 13			
			9,838	R2. 4. 14			
			9,838	R2. 5. 14			
			9,780	R2. 6. 12			
			9,780	R2. 7. 14			
			9,780	R2. 8. 14			
			9,780	R2. 9. 14			
			9,780	R2. 10. 14			
			9,780	R2. 11. 13			
			9,780	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		117,650				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)大橋	116,880		流山市三輪野山744-13	大橋 照司	
		(内訳)	9,838	R2. 1. 14			
			9,838	R2. 2. 14			
			9,838	R2. 3. 13			
			9,838	R2. 4. 14			
			9,838	R2. 5. 14			
			9,670	R2. 6. 12			
			9,670	R2. 7. 14			
			9,670	R2. 8. 14			
			9,670	R2. 9. 14			
			9,670	2010/14			
			9,670	R2. 11. 13			
			9,670	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	116,880			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
団体の名称		金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	(宗)浄観寺		119,190		流山市西深井353	渡会 顕	
	(内訳)		9,838	R2. 1. 14			
			9,838	R2. 2. 14			
			9,838	R2. 3. 13			
			9,838	R2. 4. 14			
			9,838	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800	この頁の小計		119,190				
810	その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		山藤運送(有)	116,760		松戸市幸田5-413	田居 照康	
		(内訳)	9,352	R2. 1. 14			
			9,352	R2. 2. 14			
			9,352	R2. 3. 13			
			9,352	R2. 4. 14			
			9,352	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			116,760				
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合 計				

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。



(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(有)いちかわ	70,000		松戸市大金平4-250-1	市川 恵一	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
8	0	0	この頁の小計	70,000			
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合 計				

→ ※ 下記注意(2)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)藤商	120,000		埼玉県吉川市高富1-9-2	加藤 陽寿	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
			10,000	R2. 8. 14			
			10,000	R2. 9. 14			
			10,000	R2. 10. 14			
			10,000	R2. 11. 13			
			10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計	120,000				
810		その他の寄附					→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計					→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体		
		団体の名称	金額		年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		コシバシステムサービス(株)		90,000		流山市西初石4-1411-56	伊部 厚隆	
		(内訳)		10,000	R2. 1. 14			
				10,000	R2. 2. 14			
				10,000	R2. 3. 13			
				10,000	R2. 4. 14			
				10,000	R2. 5. 14			
				10,000	R2. 9. 14			
				10,000	R2. 10. 14			
				10,000	R2. 11. 13			
				10,000	R2. 12. 14			
800		この頁の小計		90,000				
810		その他の寄附						→ ※ 下記注意(2)参照。
900		合計						→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄 附 の 内 訳 (法人その他の団体)				寄 附 者 の 区 分		法人その他の団体	
		団 体 の 名 称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備 考
		(株)ディー・シー・エス	70,000		東京都新宿区西新宿6-5-1	三浦 竜介	
		(内訳)	10,000	R2. 1. 14			
			10,000	R2. 2. 14			
			10,000	R2. 3. 13			
			10,000	R2. 4. 14			
			10,000	R2. 5. 14			
			10,000	R2. 6. 12			
			10,000	R2. 7. 14			
8	0	0	この頁の小計				
			70,000				
8	1	0	その他の寄附				
9	0	0	合 計				

→ ※ 下記注意(2)参照。  
 → ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。  
 (2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。  
 (3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)				寄附者の区分		法人その他の団体	
		団体の名称	金額	年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		(株)ノーユース	220,000		東京都港区西新橋2-19-4	門田 典久	
		(内訳)	20,000	R2. 1. 14			
			20,000	R2. 2. 14			
			20,000	R2. 3. 13			
			20,000	R2. 4. 14			
			20,000	R2. 5. 14			
			20,000	R2. 6. 12			
			20,000	R2. 8. 14			
			20,000	R2. 9. 14			
			20,000	R2. 10. 14			
			20,000	R2. 11. 13			
			20,000	R2. 12. 14			
8	0	0	この頁の小計	220,000			
8	1	0	その他の寄附				→ ※ 下記注意(2)参照。
9	0	0	合計				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(その7-2) 法人その他の団体 (政治団体からの寄附は、次ページの表(その7-3)へ記載すること。)

政党(支部)用

(7) 寄附の内訳 (法人その他の団体)					寄附者の区分	法人その他の団体		
	団体の名称	金額			年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
		十億	百万	千円				
	(株)アンツ			120,000	R2. 1. 21	松戸市根本7-10	山野井 章	
	(有)石山運輸倉庫			120,000	R2. 1. 24	野田市岡田315	石山 隆一	
	(株)ヨコヤマ			500,000	R2. 1. 31	東京都品川区平塚1-7-7	横山 善司	
	(株)武蔵野調剤薬局			120,000	R2. 2. 8	流山市南流山4-1-16	金井 直明	
	TOYプロジェクト(株)			120,000	R2. 2. 16	松戸市常盤平5-27-3-1304	豊島 利治	
	(株)中原建築設計事務所			120,000	R2. 2. 28	松戸市久保平賀392-2	中原 光男	
	(有)ハイブリッジ			120,000	R2. 3. 23	松戸市小金458-50	高橋 清	
	(株)ヤマシタ			60,000	R2. 6. 19	東京都港区三田1-4-28	山下 和洋	
	(株)リプレイス			120,000	R2. 9. 30	東京都足立区綾瀬2-13-11	栗秋 景介	
	ヤマモトホールディングス(株)			120,000	R2. 12. 22	鎌ヶ谷市東初富4-5-54	山本 英明	
800	この頁の小計			1,520,000				
810	その他の寄附			280,000				→ ※ 下記注意(2)参照。
900	合計			7,260,480				→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意(1) 本表は、政党(の支部)が使用するものである。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(3) 寄附者が、政治資金規正法第22条の5第1項本文に規定する者であって同項ただし書きに規定する日本法人であるときは、備考欄に外と記載すること。

(7) 寄附の内訳 (政治団体)				寄附者の区分		政治団体		
団体の名称	金額				年月日	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	備考
	十億	百万	千	円				
千葉県医師連盟松戸支部			240,000		R2. 5. 26	松戸市竹ヶ花45-53	和座 一弘	
水月会			500,000		R2. 6. 22	東京都千代田区永田町2-17-7-705	石破 茂	
水月会			500,000		R2. 12. 4	東京都千代田区永田町2-17-7-705	石破 茂	
水月会			2,100,000		R2. 12. 8	東京都千代田区永田町2-17-7-705	石破 茂	
この頁の小計			3,340,000					
その他の寄附			0					
合計			3,340,000					

→ ※ 下記注意(2)参照。

→ ※ 数ページに及ぶ場合には、最後のページにのみ「合計」を記入すること。

注意 (1) 本部または支部から受けた交付金は、表(その5)へ記載し、本表には計上しないこと。

(2) 年間5万円以下の寄附を受けた場合には、合算して、「その他の寄附」欄に記載してもさしつかえない。

(その13-1)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表				本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出				備考	
項目		金額				備考			
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1	経常経費								
	(1) 人件費	21	575	077					
	(2) 光熱水費		212	220					
	(3) 備品・消耗品費	2	156	556					
	(4) 事務所費	6	486	582					
	小計 (1)~(4))	30	430	435					
2	政治活動費								
	(1) 組織活動費	1	498	415					
	(2) 選挙関係費								
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費※	5	923	904					
(内訳)	ア 機関紙誌の発行事業費	※ア行から 工行の合計 を、(3)行に 記載すること	5	923	904				
	イ 宣伝事業費								
	ウ 政治資金パーティー開催事業費								
	エ その他の事業費								
	(4) 調査研究費		171	145					
	(5) 寄附・交付金		300	220			300	000	
	(6) その他の経費								
	小計 (1)~(6))	7	893	684					うち本部・支部間の交付金合計 300,000
	合計	38	324	119					←1の小計と2の小計の合計を記載すること。

注意 支出が存在する場合は、下表に従い必要書類を添付すること(詳細は表(その14)、(その15)の注意書きを参照。)

団体区分	個別に記載する金額	経常経費内訳書(その14)	政治活動費内訳書(その15)
国会議員関係政治団体	1件1万円を超える支出	必要	
上記以外の政治団体 (政党・資金管理団体・後援会等)	1件5万円以上の支出	必要 資金管理団体は必要	必要

本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、(その16)を添付すること。



(その14-1)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	光熱水費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電気代			11,648	R2. 1. 29	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			11,131	R2. 2. 26	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			11,228	R2. 4. 23	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,174	R2. 7. 27	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,646	R2. 8. 25	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			11,208	R2. 9. 28	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
電気代			10,541	R2. 10. 23	東京電力エナジーパートナー(株)	柏市新柏1-13-2	
この頁の小計			76,576				
その他の支出			135,644				
合計			212,220				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピー使用料			18,103	R2. 1. 6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			16,435	R2. 2. 6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			19,021	R2. 3. 6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			24,402	R2. 4. 6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			13,993	R2. 5. 7	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			17,686	R2. 6. 8	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			14,730	R2. 7. 6	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			11,201	R2. 9. 7	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			19,958	R2. 12. 7	富士ゼロックス東京(株)	東京都新宿区西新宿6-14-1	
コピー使用料			19,894	R2. 8. 24	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
コピー使用料			78,464	R2. 10. 21	キャノンマーケティングジャパン(株)	東京都港区港南2-16-6	振込
この頁の小計			253,887				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
ガソリン代			36,485	R2. 1. 28	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			42,762	R2. 2. 25	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			17,989	R2. 3. 25	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			16,529	R2. 4. 27	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			20,625	R2. 7. 27	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			21,728	R2. 8. 25	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			39,554	R2. 9. 28	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			11,206	R2. 10. 21	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			17,365	R2. 11. 24	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
ガソリン代			11,826	R2. 12. 23	(株)山崎産業	松戸市横須賀1-1-8	
この頁の小計			236,069				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的費」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>（団体にあつては、その名称）</small>	支出を受けた者の住所 <small>（団体にあつては、主たる事務所の所在地）</small>	備考
	十億	百万	千円				
アスクル利用代金			12,998	R2. 1. 29	SMBCファイナンスサービス(株)	東京都港区三田3-5-27	
アスクル利用代金			27,809	R2. 2. 26	SMBCファイナンスサービス(株)	東京都港区三田3-5-27	
アスクル利用代金			15,434	R2. 3. 25	SMBCファイナンスサービス(株)	東京都港区三田3-5-27	
アスクル利用代金			24,612	R2. 4. 23	SMBCファイナンスサービス(株)	東京都港区三田3-5-27	
アスクル利用代金			12,160	R2. 6. 24	SMBCファイナンスサービス(株)	東京都港区三田3-5-27	
文具代			28,685	R2. 10. 21	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
文具代			16,419	R2. 11. 24	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
文具代			47,515	R2. 12. 23	(株)清和ビジネス	東京都中央区日本橋室町4-3-18	振込
この頁の小計			185,632				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-2)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
印刷代			120,250	R2. 1. 23	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			61,370	R2. 3. 2	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			26,470	R2. 6. 23	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			23,730	R2. 7. 28	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			21,910	R2. 8. 26	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			11,310	R2. 9. 24	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			76,390	R2. 10. 21	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			103,910	R2. 11. 20	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1F	
印刷代			87,054	R2. 11. 24	(株)ビーズデザイン	柏市常盤台2-1 1F	振込
この頁の小計			532,394				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 ※具体的に記入すること。	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
広報板備品代			14,850	R2. 2. 19	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
住宅地図			21,780	R2. 2. 27	(株)ゼンリン	松戸市新松戸1-243	
文具代			42,900	R2. 4. 8	丸善 丸の内本店	東京都中央区日本橋室町1-4-1	
音響機器			25,300	R2. 6. 16	(株)ヨコプロ	神奈川県横浜市港北区吉本町1-5-39丸京ビル2F	
広報板備品代			14,850	R2. 12. 9	和泉木材(株)	流山市江戸川台西2-167	
OA機器代			19,980	R2. 9. 16	アマゾンジャパン(同)	東京都目黒区下目黒1-8-1	利用明細
通信機器代			40,000	R2. 9. 24	ソフマップ	東京都千代田区外神田3-13-12	
街頭演説備品			119,350	R2. 9. 30	(株)バンテック	東京都渋谷区恵比寿4-22-10	
OA機器代			50,160	R2. 10. 25	Apple Japan, Inc	東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー	
この頁の小計			349,170				
その他の支出							
合計							

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。475458475

(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。

②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。

なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。

(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。

(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-2)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	備品・消耗品費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考	
ガソリン代		14,617	R2. 1. 31	木名瀬商事(株)	野田市吉春836		
ガソリン代		11,734	R2. 2. 28	木名瀬商事(株)	野田市吉春836		
ガソリン代		12,916	R2. 3. 26	木名瀬商事(株)	野田市吉春836		
ガソリン代		14,761	R2. 7. 29	木名瀬商事(株)	野田市吉春836		
ガソリン代		10,257	R2. 8. 26	木名瀬商事(株)	野田市吉春836		
ガソリン代		11,956	R2. 9. 28	木名瀬商事(株)	野田市吉春836		
ガソリン代		10,983	R2. 10. 22	木名瀬商事(株)	野田市吉春836		
この頁の小計		87,224					
その他の支出		512,180					
合計		2,156,556					

注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。  
(2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。  
(3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
(4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
事務所家賃			254,630	R2. 1. 29	金塚 良子	流山市西初石4-370-88	振込
事務所家賃			254,630	R2. 2. 25	金塚 良子	流山市西初石4-370-88	振込
事務所家賃			254,630	R2. 3. 25	金塚 良子	流山市西初石4-370-88	振込
事務所家賃			254,630	R2. 4. 27	金塚 良子	流山市西初石4-370-88	振込
事務所家賃			254,630	R2. 5. 25	金塚 良子	流山市西初石4-370-88	振込
事務所家賃			254,630	R2. 6. 23	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R2. 7. 27	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R2. 8. 24	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R2. 9. 28	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R2. 10. 21	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R2. 11. 24	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
事務所家賃			254,630	R2. 12. 23	(株)アートレックス	東京都練馬区中村北1-9-11	振込
この頁の小計			3,055,560				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			49,500	R2. 1. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 2. 25	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 3. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 4. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 5. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 6. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 7. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 8. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 9. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 10. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 11. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			49,500	R2. 12. 25	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
この頁の小計			594,000				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 <small>（団体にあっては、その名称）</small>	支出を受けた者の住所 <small>（団体にあっては、主たる事務所の所在地）</small>	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			20,000	R2. 1. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			20,000	R2. 2. 25	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			20,000	R2. 3. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 4. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 5. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 6. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 7. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 8. 27	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 9. 29	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 10. 30	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 11. 28	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
駐車場代			42,000	R2. 12. 25	栗原駐車場	流山市おおたかの森北2-31-2	
この頁の小計			438,000				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
駐車場代			56,100	R2. 1. 30	とうかつ中央農業協同組合	松戸市上本郷2243-1	振込
駐車場代			56,100	R2. 2. 25	とうかつ中央農業協同組合	松戸市上本郷2243-1	振込
事務所火災保険料			25,000	R2. 3. 18	AIGパートナーズ(株)	東京都台東区東上野6-2-1	
事務所使用車自動車税			39,500	R2. 5. 8	東京都税総合事務センター	東京都練馬区豊玉6-13-10	
事務所使用車自動車税			34,500	R2. 5. 8	千葉県自動車税事務所	千葉市中央区問屋町1-11	
事務所使用車自動車税			12,900	R2. 5. 8	流山市役所財政部市民税課	流山市平和台1-1-1	
事務所使用車保険料			63,640	R2. 5. 29	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
賠償保険料			83,510	R2. 5. 29	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
事務所使用車保険料			47,910	R2. 8. 25	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1	
事務所使用車保険料			54,220	R2. 11. 6	損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿1-26-1	
この頁の小計			473,380				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別業として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体会用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
コピーリース料			14,364	R2. 1. 29	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 2. 25	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 3. 25	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 4. 27	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 5. 25	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 6. 23	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 7. 27	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 8. 24	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 9. 28	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 10. 21	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 11. 24	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
コピーリース料			14,364	R2. 12. 23	シャープファイナンス(株)	大阪府中央区安土町2-3-13	振込
この頁の小計			172,368				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
電話代			15,041	R2. 1. 30	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			18,456	R2. 2. 26	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			16,047	R2. 3. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			14,528	R2. 4. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			14,572	R2. 5. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			14,507	R2. 6. 23	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			16,431	R2. 7. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			19,055	R2. 8. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			14,535	R2. 9. 28	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			21,192	R2. 10. 27	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			16,040	R2. 11. 24	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
電話代			20,229	R2. 12. 25	NTTファイナンス(株)	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	
この頁の小計			200,633				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
自動車リース料			37,290	R2. 1. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 2. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 3. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 4. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 5. 18	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 6. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 7. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 8. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 9. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 10. 19	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 11. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
自動車リース料			37,290	R2. 12. 17	トヨタファイナンス(株)	東京都江東区東陽6-3-2	自動引落し
この頁の小計			447,480				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別表として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

(その14-3)

## 資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>(※具体的に記入すること。)</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
郵便代			27,600	R2. 3. 3	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			12,120	R2. 3. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			17,040	R2. 3. 31	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			12,336	R2. 4. 24	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			14,000	R2. 7. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			16,188	R2. 7. 27	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			10,472	R2. 8. 7	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			25,310	R2. 8. 25	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			15,841	R2. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			24,455	R2. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			45,085	R2. 10. 5	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			21,740	R2. 10. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			20,738	R2. 10. 29	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
この頁の小計			262,925				
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。

資金管理団体・国会議員関係政治団体用

(その14-3)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分	事務所費		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
郵便代			108,948	R2. 9. 4	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
郵便代			15,204	R2. 12. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
レンタルサーバー代			25,080	R2. 6. 11	GMOクラウド(株)	東京都渋谷区桜丘町26-1	振込
コピーリース			26,004	R2. 8. 27	日立キャピタルNBL(株)	東京都港区西新橋1-3-1	
卓上電話リース代			15,730	R2. 9. 28	(有)ボックス	愛媛県松山市朝生田町5-3-34	
NHK受信料			24,642	R2. 12. 28	日本放送協会	東京都渋谷区神南2-2-1	
この頁の小計			215,608				
その他の支出			626,628				
合計			6,486,582				

- 注意 (1) 項目別区分は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」とし、それぞれ別葉として作成すること。
- (2) ①国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ②①以外の資金管理団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。



↓該当する項目に必ず☑をすること

↓該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2)注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input checked="" type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		(組織対策費)		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千円				
会費			15,000	R2. 1. 7	(株)千葉日報社	千葉市中央区中央4-14-10	
会費			13,000	R2. 2. 16	千葉県空手道連盟	八千代市ゆりのき台2-22-1-203	
会費			14,000	R2. 2. 15	新松戸リバイバルチャーチ	松戸市新松戸4-256-1	
会費			30,000	R2. 2. 20	自由民主党千葉県国会議員秘書会	千葉市中央区市場町2-13	
会費			15,000	R2. 5. 8	日本盆栽協会流山支部	流山市平和台1-6-15	
食事代			22,170	R2. 7. 21	焼肉 平城苑 寛雅亭野田店	野田市横内21-2	
食事代			24,200	R2. 11. 1	丁字屋栄	流山市流山1-5	
この頁の小計			133,370				
その他の支出			1,208,275				
合計			1,341,645				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。



↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入		
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		印刷代		
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額			年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円			
印刷代			196	650	R2. 2. 4	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1 利用明細
印刷代			196	650	R2. 2. 4	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1 利用明細
印刷代			196	650	R2. 2. 4	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1 利用明細
印刷代			35	300	R2. 2. 4	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1 利用明細
印刷代			140	850	R2. 1. 7	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			10	450	R2. 1. 7	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			90	540	R2. 1. 7	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			22	460	R2. 1. 7	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			154	350	R2. 1. 7	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			154	350	R2. 1. 8	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			10	095	R2. 7. 29	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
印刷代			30	480	R2. 9. 12	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1
この頁の小計			1,238	825			
その他の支出							
合計							

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		印刷代			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考		
印刷代	十億	百万	千	円	R2. 10. 22	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			122	870	R2. 10. 22	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			121	670	R2. 10. 22	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			54	140	R2. 11. 6	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			11	115	R2. 11. 21	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			103	150	R2. 12. 6	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			22	860	R2. 12. 20	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			104	590	R2. 12. 29	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			160	860	R2. 12. 29	(株)プリントバック	京都府向日市森本町野田3-1	
印刷代			544	760	R2. 3. 2	大槻デザイン(株)	東京都江東区牡丹3-28-1 1 F	
印刷代			391	600	R2. 2. 20	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	振込
印刷代			338	800	R2. 6. 26	信濃印刷(株)	東京都千代田区飯田橋4-1-11	
デザイン料			220	000	R2. 1. 29	(有) 柯イトファクトリーグラフィックス	東京都渋谷区神宮前6-18-2	振込
デザイン料			220	000	R2. 8. 24	(有) 柯イトファクトリーグラフィックス	東京都渋谷区神宮前6-18-2	振込
この頁の小計			2	416	415			
その他の支出				2	320			
合計			3	657	560			

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		<h2 style="text-align: center;">発送費</h2>			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
発送費	十億	百万	千	円	R2. 1. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			60,152		R2. 1. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			22,776		R2. 1. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			51,279		R2. 1. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			24,163		R2. 1. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			19,053		R2. 1. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			93,513		R2. 1. 16	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			34,020		R2. 1. 18	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			77,112		R2. 1. 20	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			271,950		R2. 1. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			439,700		R2. 1. 23	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			84,924		R2. 5. 9	日本郵便(株)	東京都千代田区大手町2-3-1	
発送費			104,362		R2. 3. 23	(株)LINER広告社	松戸市松飛台477	振込
発送費			140,800		R2. 3. 23	(株)ジーエムピー	東京都千代田区神田神保町1-13	振込
この頁の小計			1,423,804					
その他の支出			10,940					
合計			1,434,744					

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること(領収書の写しも不要)
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。

↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入				
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input checked="" type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		維持費				
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考			
広報用備品	十億	百万	千	円	594,000	R2. 11. 20	(有) 柯イトファットグラフィックス	東京都渋谷区神宮前6-18-2	振込
Webサイト修正					71,500	R2. 12. 23	ヒマナネコ (同)	所沢市東所沢和田3-13-53	振込
デザイン料					165,000	R2. 12. 23	(有) 柯イトファットグラフィックス	東京都渋谷区神宮前6-18-2	振込
この頁の小計					830,500				
その他の支出					1,100				
合計					831,600				

注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。  
 ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。  
 なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）  
 (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別業とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。  
 (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書等を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。  
 (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。  
 (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別業として作成すること。



↓ 該当する項目に必ず☑をすること

↓ 該当する分類を必ず記入すること

(3) 政治活動費の内訳	項目別区分	(該当する項目に☑)		項目別区分 小分類	(その13-2) 注意事項のうち、項目別区分(小分類)例を参考に記入			
		<input type="checkbox"/> 1 組織活動費 <input type="checkbox"/> 2 選挙関係費 <input type="checkbox"/> 3 機関紙誌の発行事業費 <input type="checkbox"/> 4 宣伝事業費 <input type="checkbox"/> 5 政治資金パーティー開催事業費	<input type="checkbox"/> 6 その他の事業費 <input type="checkbox"/> 7 調査研究費 <input checked="" type="checkbox"/> 8 寄附・交付金 <input type="checkbox"/> 9 その他の経費		交付金			
支出の目的 <small>※具体的に記入すること。</small>	金額		年月日	支出を受けた者の氏名 <small>(団体にあつては、その名称)</small>	支出を受けた者の住所 <small>(団体にあつては、主たる事務所の所在地)</small>	備考		
交付金	十億	百万	千	円	R2. 8. 7	自由民主党野田市支部	野田市吉春836	振込
			300	000				
この頁の小計			300	000				
その他の支出				220				
合計			300	220				

- 注意 (1) ① 国会議員関係政治団体：1件当たりの金額が1万円超の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。なお、国会議員関係政治団体はすべての領収書を保管すること。
- ② ①以外の政治団体：1件当たりの金額が5万円以上の支出について記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
- なお、①・②に満たない支出の場合は、一括してその合計額を「その他の支出」欄に記載すること（領収書の写しも不要）
- (2) 「5 政治資金パーティー開催事業費」については、複数の政治資金パーティーを開催した場合、パーティーごとに別葉とし、最後のページにのみ「合計」を記載すること。
- (3) 領収書を徴し難かったものについては、「領収書を徴し難かった支出の明細書」を提出すること。
- (4) 金融機関等への振込による支出は、「振込明細書に係る支出目的書」に振込明細書の写しを添付して提出すること。
- (5) 項目別区分は、総括表の項目を、適宜、小分類し、それぞれ別葉として作成すること。





# 資 産 等 の 状 況

全団体必要

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注意 (1) すべての団体が提出するものであること。

(2) 団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。

(3) 「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表(その18)に記載すること。

全団体必要

全団体必要

宣 誓 書

添付書類 (別添のとおり)

領収書等の写し

政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 3 年 5 月 27 日

政治団体の名称 自由民主党千葉県第七選挙区支部

会計責任者の氏名 安藤 辰生



(以下は解散届提出時のみ記入)

( 代 表 者 の 氏 名

(印) )

※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要

政治資金監査報告書

令和3年5月25日

自由民主党千葉県第七選挙区支部

支部長 齋藤 健 殿

登録政治資金監査人

竹内

修司

登録番号 第 1939 号

研修修了年月日 平成21年6月9日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、自由民主党千葉県第七選挙区支部の令和2年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、千葉県流山市おおたかの森北1-5-2セレーナおおたかの森2階 自由民主党千葉県第七選挙区支部の主たる事務所にて行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

自由民主党千葉県第七選挙区支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、自由民主党千葉県第七選挙区支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間において、同様である。

以上